

令和3年度 危険物安全週間が始まります

期間：令和3年6月6日（日）から令和3年6月12日（土）まで

1 目的

危険物を取り扱う事業所に対し自主保安体制の確立を呼びかけ、住民の危険物に対する意識の高揚・啓発を図ることを目的として、毎年6月の第2週に実施しています。

2 危険物安全週間について

ガソリン、灯油、軽油などの燃料や、塗料などの原料となる「危険物」は、私たちの生活に欠かせないものです。

しかし、保管や取り扱いを誤ると火災、爆発、油漏れなどの大事故を招く危険性があります。これを機に、危険物取扱事業所の方はもちろん、ご家庭においても保管や取扱いについて再認識し、危険物の事故、火災を防ぎましょう。

3 私たちの生活に身近な消防法上の危険物（第四類アルコール類）

新型コロナウイルス感染症対策のため、消毒用アルコールを使用する機会が、みなさん増えていると思います。注意してほしいのが、ガスコンロの近くでアルコール消毒液を使ったところ、わずかな量でも引火します。

アルコール消毒液などは多くの飲食店や自宅に感染対策として設置されていますが、火の近くに置かないよう注意してください。

使用前に消毒用アルコールの使用上の注意事項を確認し、安全に使用しましょう。

新篠津消防署

令和3年度 危険物安全週間推進標語

「事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム」